

2025年3月26日

各 位

会社名 カヤバ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員兼 CEO 川瀬 正裕
(コード番号 7242 東証プライム市場)
問合せ先 エグゼクティブオフィス部
広報 IR室長 福田 憲道(Tel. 03-3435-3552)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続
および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月24日開催予定の当社第103期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続しないことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本プランの非継続に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第7章並びに第39条）を削除する予定であり、本定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決議しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本プランの非継続について

当社は、2007年3月20日開催の当社取締役会決議に基づく同年6月26日開催の当社第85期定時株主総会において株主の皆様のご承認をもって買収防衛策を導入して以降、2010年6月25日開催の当社第88期定時株主総会、2013年6月25日開催の当社第91期定時株主総会、2016年6月24日開催の当社第94期定時株主総会、2019年6月25日開催の当社第97期定時株主総会及び2022年6月23日開催の当社第100期定時株主総会において、目的や基本的な仕組みに大きな変更なく継続更新してまいりました。

この間、当社は、中期経営計画の着実な実行により持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、情報開示の充実や自己株式の消却・増配による株主還元の実施などにより、コーポレートガバナンスの強化に積極的に取り組んでまいりました。また、当社は、かかる取組みと並行して、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の最大化の観点から、買収防衛策（買収への対応方針）の在り方についても継続的に検討してまいりました。

そして、本定時株主総会終結の時をもって本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収への対応方針を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等も総合的に勘案し、当社取締役会において慎重に検討を重ねた結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの有効期間満了後も、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益の確保または向上により一層取り組んでまいります。また、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に基づき、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為の是非について適切にご判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等

を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努めるなど、その時点において採用可能かつ適切と考えられるあらゆる施策を、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき適切に講じてまいります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

本プランの非継続に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第7章並びに第39条）を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款	変更案
<u>第7章 買収防衛</u> <u>(買収防衛)</u> <u>第39条 当会社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、買収防衛策（当社が発行する株式の大規模な買付行為に対する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下本条において同じ。）の導入または継続に関する決議を行うことができる。</u> <u>(2) 当会社の株主総会は、前項で決議された買収防衛策の廃止に関する決議を行うことができる。</u> <u>(3) 前各項に定める決議は、会社法第309条第1項に規定する決議をもって行う。</u> <u>(4) 当社は取締役会が必要であると認めるときは、いつでも取締役会の決議をもって、買収防衛策を廃止することができる。</u>	(削除) (削除)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年6月24日（予定）

以 上